# 都市圏・地方圏における自治組織間の 相互連携に関する一考察

──ICT を活用した定住自立圏構想推進のために──

小 林 降

## 目 次

はじめに

- 1. 空間的細分化による自治の困難
- 2. 住民の視点からみた自治組織
- 3. 包括的で不完全な住民自治組織の必要
- 4. 住民自治組織の成功事例
- 5. 住民自治組織間の柔軟な連携
- 6. 定住自立圏構想に対する提言 おわりに

#### はじめに

国による一連の分権改革によって、その関与は大幅に縮減され、自治体は権限と財源の 委譲を受けて自立し、その再生を果たそうとしている。また市町村合併は、一定規模の権 限や財源を確保することにより個性ある多様な行政施策の展開を期待している。しかし、 分権改革は進行中ではあるものの依然として自治体は財政状況が逼迫し、自立を果たせず にいる。

一連の分権改革は、国による地方自治体への関与の廃止縮小を意味する自由度の拡大路線と、国から地方自治体への事務権限の委譲を意味する所掌事務の拡張路線をとってきたが<sup>1)</sup>、民主主義の根幹に関わる住民自治の拡充は、手付かずの状態のまま先送りされている<sup>2)</sup>。経済機能が既に都市圏に集中した現状において、自由度や権限を増すことだけで地方圏の自治体の財政状況が自立的に回復し、住民自治が機能するという結末は予想しにくい。

高齢化、少子化の中で地方圏では過疎化が進行し、その存続に危機感を抱く自治体は、コンパクトシティ化を選択して社会空間の範囲を縮減し、行政サービスの提供範囲をより

小さくすることで、その持続可能性を模索しつつある。このような社会空間の縮減姿勢は、情報社会の特徴である多様なニーズにきめ細かく対応するものではなく、むしろ住民が創る社会空間の多様性を排し、農山漁村地域など地方圏の周辺に生活する住民の行政需要を排除する結果をもたらす可能性もある。

地方圏の中心自治体と合併した農山漁村地域の住民は、生活の格差が解消されるどころか、生活の安心、安全もままならない危機的な状況に直面し、それら住民が担ってきた林地や農地等の国土の保全すら困難を極めるようになっている。そのために、一部の地域の住民は全戸加入 NPO 等の住民自治組織を設立して地域社会の存続を試み、国は、総務省の定住自立圏構想などに代表される地方圏の都市機能の集約と周辺地域がこれと連携するネットワーク化による存続を模索している(1)(2)3)。農山漁村地域の住民は、合併後のスケールメリットを活かした自治体の支援を期待したが、支所となった旧役場の職員数はわずかとなって公権力との結びつきは弱まり、都市圏や地方圏の中心に居住する住民は農山漁村地域存続の必要性について理解を示そうとしない。そのため農山漁村地域への支援はさらにわずかなものにとどまり、農山漁村地域の自立的運営は極めて厳しい。

一方わが国は、携帯電話や PHS などの移動通信の加入契約数が 1 億を超え、世界でも有数の情報通信基盤を有している<sup>4)</sup>。情報通信技術(ICT: Information Communication Technology)の普及は、住民に地域課題への気づきを与え、その自律性と協調性を高めて、協働による地域運営が促進されることが期待された。しかし自治体の計画や条例などの政策づくりへの人口あたりの参加率は、インターネットを利用しない場合で0.2%程度<sup>5)</sup>、インターネットを利用した場合でも 2%程度にとどまり<sup>6)</sup>、NPO、ボランティア、地域活動への参加率も10%程度に過ぎない<sup>7)</sup>。住民の自由や自律性は強調されるが、住民が協調性をもって自治に取り組むことへの関心は薄いままである。

地方圏は、緑地の保全、食料の確保、防衛上の国土の監視など国土政策上の重要な機能を果たしている。しかし、都市圏の住民はこれに気づかず、地方圏が崩壊すれば国土保全はいずれ全国民の負担となる。情報社会にふさわしい多様性のある安定した社会空間を確保し、それを維持するためには、都市圏と地方圏の自治体、地方圏の中心と農山漁村地域などの周辺、さらには都市圏と周辺がICTを介して相互に理解し、連携してこそ、そこに必要とされるきめ細やかな政策の実行が可能となる。

以上の問題意識から本稿は、都市圏と地方圏、地方圏の中心と周辺、都市圏と周辺が協調するために必要なICTを活用した新たな自治システムのあり方を示すために、次の情報社会における5つの住民自治の特徴を明らかにする。①情報社会の住民は気づきが得難い一方、ICTにより住民の抱える私的問題が急速に公共性を帯びることを容易にし、空間的細分化による住民自治を難しくしていること。②住民の視点が求めるものは生存活動

つまり生活の安定であり、秩序は自由を妨げない範囲に限定されることから、自治体が完全自治体としての地方政府であることは必ずしも望まないこと。③住民の生活を安定させる視点から社会保障制度を例にみると、地域ニーズや社会関係資本の情報把握において包括支援組織が有利であり、それは当該地域に必要とされた場合にのみに問題解決に機能するサービスを提供する不完全な住民自治組織が適すること。④住民自治組織は、採算面での努力が当該組織にフィードバックされ、自分たちでやる方がうまく行くという自律性を尊重した住民自治へのインセンティブが発揮される必要があること。⑤自治組織間の柔軟な連携を実現するためには、計画参加による政策調整と住民自治予算の行政からの独立、これらに関わる自治情報の詳細な公開が自治組織間で必要であること。

これら5点の情報社会の住民自治の特徴を明らかにした上で、自治の成功事例と評価されているモデルを踏まえて、総務省の定住自立圏構想と対比しつつ、ICTを活用した都市圏・地方圏の自治組織が相互に連携するための自治システムの概念について考察し、定住自立圏構想に対する提言をまとめる。

# 1. 空間的細分化による自治の困難

### 1) 閉じゆく住民の関心

「気づき」とは、気づくこと、心づくことである。気づくとは、そのことに考えが及ぶこと、細かなところまで配慮が行き届くことであり、心づくとは、情理を解することである。情理とは人情と道理、事情の筋道のことである<sup>8)</sup>。

気づきについてメディア論を著したM・マクルーハンは「最近、気づいていないことは何か」と問いかける<sup>9)</sup>。人は気づいていないことには気づかない。気づきは本人からは起こらず他人のメッセージや、それを含むモノによって与えられる。メッセージを発する他人やモノこそが媒体でありメディアである。

街を歩いていて財布を落としたことを知らせてくれるのは他人である。この場合のメディアは、後ろを歩いている人にメッセージを発した財布であり、その状態を言葉にして伝えた他人である。問題を抱えている本人は、意外にもその問題には気づかず、モノや他人がメッセージを本人に伝えることで問題は本人のものとなり、どう対処すべきかについて考えが及ぶ。これが「気づき」である。

寄本は,第 2 次分権改革の諸問題として,住民自治の拡充だけが手付かずの状態のまま 先送りになったことを指摘している $^2$ )。これまで自治体が取り組むべき課題は,首長や議 会による民主主義の多数決原理や討議に基づく公共性の視点から選択されてきた。

それに対して住民の抱える問題とその視点は自らの関心に基づくものである。住民が気 第41号 (2009) づく問題は、住民の私的な問題として多くは家族によって解決されてきた。近代以降の市 民社会論が家族を退けたように、住民の私的な問題が公共の場に現れるまでには、住民個 人の問題が、家族という空間を超えて、多様な価値観を持つ集落や地域の人々によって共 有されるか、あるいは多様な自発的結社やそのネットワークによって、その解決が社会的 に価値あるものとして認識されることで初めて公的な問題として扱われてきた。住民の問 題は、市民社会の多様性との協調や対立を経て公的なものへと変換されてきた。

ところが情報社会に入ると、集落や地域社会の持続可能性の低下や自発的結社の解体といった社会関係資本の衰退が、住民の政治や社会への参加意欲の低下を招いていることが明らかになってきた<sup>10)</sup>。その一方でICTは、個人が気づきを得た問題意識に基づく関心分野の情報検索を容易にしている。さらに最近では、協調フィルタリング(Collaborative Filtering)やベイズ理論などを応用したリコメンデーション(Recommendation)やパーソナライゼーション(Personalization)技術が盛んに用いられるようになり<sup>(3)</sup>、関心分野における気づきはより多く与えられる。そして関心のある者同士は急速に接近し、地域や自治体の枠組みを超えてネットワークを形成することができる。しかし、関心の外側にある問題への気づきは与えられず、個人の関心は、より自己の関心の内部に閉じることになる。社会関係資本が衰退する情報社会の住民は、多様性との対立や協調の必要に気づかず、自己の関心に閉じたネットワークを形成する。

# 2) 空間的細分化による住民自治の困難

従来からの自治システムは、住民の私的な問題は家族による解決を基本とし、その問題が公的な位置づけを得るためには、市民社会の多様性の中での対立と協調を経て多数性を踏まえることが前提とされてきた。一連の地方分権改革が住民自治の拡張を先送りし、公共性の視点から自治体の自由度の拡大と所掌事務の拡張に取り組んでいることは、従来の自治システムの構造を保ちつつ、それを細分化するにとどまることを意味する。それゆえ個人や家族、コミュニティにおける住民自治は、国・地方自治体に対して従属的な位置にとどまってしまう。

介護を必要とする者が家族に発生した場合には、日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を踏まえて運用される生活保護が、家族が私財の所有のない最低限度の状態に至るまで介入しないように、家族の努力によって、その問題を解決することが期待されている。

経済的な負担能力のある家族が、介護機能を外部化し、民間の施設やヘルパーに対価を 支払って、その労力を代替することは許容されるが、その問題の解決を行政が担うことは 想定されていない。税制によらず、保険制度によって在宅介護サービスを提供する姿勢も また, 家族の負担に大きく依存した制度設計の一例である。

このような制度が是認される一方で、夫の親の介護を妻が担うことで、その自由が制限されることは許容し難いという論調も許容される。家族が社会に従属し社会問題を補完する機能が崩壊する中で、男性優位を否認されつつある者が自らの力を確認しようと起こすドメスティック・バイオレンス (DV) や<sup>11)</sup>、子育ての受け入れと拒絶に関わる子による親への暴力、あるいは親による子の虐待などが顕在化している。

家族の問題に関わる情報は、従来であれば限られた当事者や関係者の間でしか共有されなかったが、インターネットやケータイなどのICTの発達は、地域社会を超えて、その問題に関心を寄せる人々の間で急速に共有され社会的な対策を迫る。

アマルティア・センは、貧困や格差を解消するための正義論において、このような社会に散在する DV のような個々の具体的な不正義が抱える諸問題を調整する社会的ルールについて考察している。そこでセンは、格差解消のためには、ルールがもたらす帰結や影響を考慮するために、できるだけ多くの個別情報を偏ることなく視野に収め、それぞれの立場の多様な住民の解釈や判断を踏まえた評価を下す努力を重ねなければならないことを指摘している。多様な情報が視野に入る住民は、ルールを制定するための交渉の当事者にも、ルールから影響を受ける者にも、またルールを評価する者にもなりうるので、いずれの社会にも存在する問題に関して、当事者として問題を提起し、影響者の視点から問題を眺め、公正な評価者として公共的な判断を形成する可能性があるとしている<sup>12)</sup>。

センの指摘は、ICTの十分に発達していない社会においては、現実味を帯びなかったが、高度なICTを手にした現在、私たちは既に当事者、被影響者、評価者の3つの立場を、自分の置かれた時間と空間に応じて多様にメディアを使い分け mixi などの SNS やブログで発言している人々に気づくことができる(4)(5)。

そして DV や虐待などの家族の問題が、地域を超えて公共性を帯びたように、住民に発生した諸問題は、情報社会においては、単なる私的な不正義として従属的な位置に退けられることなく、急速に当事者、影響者、評価者となる人々を結びつけて連携させる。情報社会では住民の私的な問題を無視して、住民を国・地方自治体の体系に従属させることも、地域社会という活動空間にとどめることもできない。そのために情報社会において空間的細分化がなされた国・地方自治体の体系下における住民自治は困難さを増し、同時に自己の関心に基づく問題であれば自治体の空間を超えて他の地域の自治へ参加することが可能である。

# 2. 住民の視点からみた自治組織

#### 1) 住民の視点

地方分権改革推進委員会の第1次勧告が2008年5月28日に公表され<sup>13)</sup>,同委員会の第1次勧告には「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」との副題が付されている。第1次勧告に記述された国と地方の役割分担は,国の役割がまず規定され,次に地方自治体の役割を規定し,生活者の視点に立った地方政府についての具体的記述は乏しい。生活者視点に立つとの副題が付されているならば,まず生活者の視点を示し,家族や市民社会の役割を定めた後,市町村の役割を定め,それ以外の事務を包括的に担う上位の都道府県の権限と役割,そして国の役割が明らかにするのが住民自治を基礎とする補完性の原則からは正しい。この勧告では,副題とは裏腹に生活者である住民は,国・地方自治体に対して従属的な位置に置かれたままである。

国等によりまとめられた公的な報告書に生活者という言葉は多数みられる。例えば国民生活審議会は、「消費者・生活者とは、その自らの権利と義務の下、自立して困難に立ち向かい、社会の公正性を達成しようとして活動する主体としての消費者・生活者である。また、そうした消費者・生活者は働く人でもあり、働く人を大切にする存在でもある。」としている<sup>14)</sup>。広辞苑によると生活とは「生存して活動すること、世の中で暮らしてゆくこと」とあり、消費とは「費やしてなくすること、欲望の直接・間接の充足のために財・サービスを消耗する行為」などとある<sup>8)</sup>。国民生活審議会の定義は、生活の意味を超えて生活者を意味解釈し、異なる意味を持つ生活者と消費者を同列に扱って定義している。さらに、消費にも、生活にも、権利や義務、自立ならびに公正性、働く人に関わる含意は認められず、これらの含意が社会情報として共有されるとは思えない<sup>15)</sup>。生活者が住民と集団のどちらを意味しているのかも不明である。生活者についての意味が共有できるのは、生活者は生活する住民、またはそのような住民によって構成される集団だというに過ぎない。

生活者が住民であるとするならば、住民の視点とは何か。国家や集団を構成する住民は 生物として活動する人間である。生物の有する視点は「自分の生存にとって好ましいか、 好ましくないか」にある。生物は、常に発生する確率的な判断を求められる。そして不確 実な状況において、生物は経験による判断が困難な場合に、情報を参照して不確実性を低 減し、不確実なものを出来得る限り確実なものとし、危機を回避して生存活動すなわち生 活を安定させようとする。このことは人間においても例外ではない。

生きている状態を維持するためには、生存活動を安定させればよいのだが、住民のおか

れている環境は、その人の個性と経験、場所と時間によって多様に変化する。そのために 住民は、感覚器から常に情報を取り入れるために、外部の情報に対して常に開かれた状態 に身を置き不確実性の低減に努めている。情報社会は生活安定のための情報技術が高度化 した社会である。

住民は、不確実な状態を避け、生存のための生殖と代謝の危機を未然に防ごうとする。 仮に住民が不安定な状態に陥って問題に気づいた場合には、その状態を改善するために自 由に行動を起こすことで環境に適応する。したがって住民の視点とは、他の生物がそうす るように、安定のために、自分の生存にとって好ましいものを受け入れ、好ましくないも のを遠ざけて暮らすことに他ならない。

# 2) 自由を妨げない不完全自治体

生物は秩序の自己形成という性質を有している。生物は個体自身が秩序を自己形成し、自己の組織をより発展させ、安定させようとする性質がある<sup>16)</sup>。単純な1つの細胞が、ある種の秩序に基づき組織的に構成され、人間のような複雑な生命組織体へと変化する。そして、生物の個体相互の関係においても、協働して秩序を自己形成する点が指摘できる。

人間は、住民の生存活動にとって都合のよい多様な社会的秩序を形成してきた。例えば、農業社会では、鋤や鍬などの道具や灌漑などの技術を開発することで食料を確保するとともに、協働のための家族や村を形成し、生存活動の安定を獲得した。さらに産業社会においては、動力技術の開発が物の生産性を高め、市場経済を発展させて複雑な政治や経済のシステムを創造し、多数の人間の生存を実現した。個体相互が一定の秩序の下に協働することは生物の特徴の1つである。

しかし、秩序が増えると自由は失われる。住民は、生理的欲求や安全欲求といった生存のための基本的欲求を満たすために秩序を受け入れる。しかし住民は、社会システムが複雑になると、秩序が増え、自由が失われるために、その受け入れには慎重になる。現代社会に暮らす住民は、狩猟社会や農業社会に比べれば、考えられないほどに秩序立った生活をしており、産業社会さらには情報社会の住民は秩序の下で不自由である。

法律や条例など様々な社会的な秩序が無数に存在し、その全容を知る住民はほとんどいない。後期高齢者医療制度の一連の騒動のように<sup>(6)</sup>、秩序が増え、住民が気づかないうちに、新しい秩序が創り出され、生存活動の自由や安定が失われることへの不安が、情報技術により容易に社会に表出する。

地方分権改革推進委員会の第1次勧告は、「地方自治体を、自治行政権のみならず自治 立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくこと」を究極の目標とし、 「基礎自治体優先の原則に忠実に、主として基礎自治体である市町村の自治権の拡充をは

かる諸方策について勧告した」としている13)。

住民の視点から自治権をみると、中央政府から独立して自治行政権、自治立法権、自治 財政権を有し、自治の自由度が拡大することは、住民にとっても自由度が増し、好ましい と判断されるだろう。しかし、その一方で中央政府から事務権限の委譲を受け、所掌事務 が拡張されることは、住民の視点からは、自治の負担が増し、その秩序が増大することを 意味するから、必ずしも好ましいとは判断されないだろう。

住民の視点からみれば、都道府県は広域自治体として市町村を補完するため総合行政を担う自治体である。中央政府から独立した地方政府であることが求められるのは言うまでもない。そして基礎自治体である市町村には、中心的都市機能を担い総合行政を必要とする自治体もあるだろう。しかし、住民の視点からみると、住民が求めているのは生存活動の安定であり、秩序は、自由を強く妨げない範囲で、それを実現するために必要なものに限定される方が好ましい。したがって、住民は必ずしもすべての市町村が総合行政を担い、完全自治体としての地方政府になることは求めてはいない。

# 3. 包括的で不完全な住民自治組織の必要

## 1) 国が主導する社会保障制度の限界

わが国における住民の生活の維持は、住民またはその家族の負担に依存している。そして家族機能の低下と、国が主導する家族に依存した社会保障制度との間のゆがみは、介護、子育て、ドメスティック・バイオレンスなどの問題として顕在化し、加えて高齢化による社会保障費の増大が深刻である。家族主義的な社会保障の図式は、産業社会の生産性向上のために進行した核家族化と少子化によって、先進諸国に比べれば同居率が高かったわが国においても、もはや成立することは困難になりつつある。

生活不安と経済不安の同時進行は、高齢化と少子化による家族主義の福祉システムが危機を迎えたことと、製造業に依存した産業構造の転換の遅れによる。公的扶助による最低限度の保障は、経済成長下においては物質的な豊かさとともに人々から忘れ去られようとしていたが、家族機能が低下し、景気が後退する中で、これまで無償の奉仕だった家族機能は外部化せざるを得ず、費用負担の増大から住民に強い生活不安を与えている。

社会保障システムは、税を徴収することにより直接行政が保健福祉サービスを提供し、その機能を強化することで高レベルのサービスを提供する北欧方式と、職場の社会保険で医療や年金を賄い、社会福祉については地方政府が担うヨーロッパ大陸方式とがある。日本では、税徴収への強い抵抗感、行政への不信感、福祉サービスの質と量の不十分、さらには住民の福祉意識の不十分を背景として、市町村が社会福祉に対応する大陸方式が導入

され、介護対策においては市町村が保険者となって介護保険制度が導入された170。

その制度の導入に際しては、日本と同じく家族が福祉サービスの主たる提供者であるドイツの介護保険制度を参考にしたとされるが、ドイツの社会システムは、国家主義のもとに、家族、コミュニティ、利益集団などがコーポラティズムを踏まえた自律的で補完的な関係を築くことが原則となっている。それゆえ地域社会の多様な主体が、その機能や負担についての協議や調整を重ね、地域独自のサービス提供体制を構築して運用する。したがって中央政府の役割は、最低限度の保障を担い、制度の枠組みを決定して関連する法令を整えることに限定される。

ところが日本の社会保障システムは、ドイツのような補完性の原則が徹底せず住民自治は十分に機能していない。日本の民主主義や住民自治は残念ながらそうしたことを可能とするほどに拡充されていない。その一因は統治制度の構造にあり、それぞれの分野において法令や、国の提示したモデルを踏まえて制定された条例などにより、自治体や住民は国に対して従属的であり、自律的な活動が容認されない。一連の地方分権改革においても、自治立法権の強化や、自治事務の授権範囲の大幅な拡大を求めているが、憲法が条例を法律の範囲内にとどめている。これでは民主主義が育つわけもなく国が主導するほかはない。けれども、国が地域社会の現状や課題にきめ細かく対応するシステムを構築できるはずもなく、地域社会の多様性に配慮することもできない。

介護保険制度の浸透と高齢者の増加にともなって介護費用は年々増加しており、その費用は今後もさらに増加することが予想される。営利企業の参入も可能となったが、今もって福祉サービスの質と量が十分ではなく必要なサービスが受けられない地域もある。さらに、イギリスをモデルとしたといわれるケアマネージャー制度も介護支援専門員の質と量の確保が不十分で、サービスのマネージメントも必ずしも十分ではない<sup>18)</sup>。加えて、介護のランク付けは、高ランクにおいて介護サービスが充実する一律の制度設計から、介護者が高ランクに位置することを期待して介護費用の増加を招くなどの問題を抱えている。

これらの問題を改善するために、2005年には介護保険法を改正し、国が主導して制度を 見直し、介護予防を推進するために地域ケアを市町村の責務とした。そして介護保険導入 後に、介護の支援、相談機能をケアマネージャーが担ったことで機能しにくくなった在宅 介護支援センターを地域包括支援センターとして統廃合し、地域ケアを総合的に担う中核 機関として設置したのである。

国による最低限度の保障,職域社会保険による医療と年金,市町村を保険者とする高齢者介護保険,地域ケアの市町村の責務化,地域包括支援センター(以下「センター」と略記する)の設置と高齢者介護に関わるこれまでの制度設計は,地方分権改革と同様に国の主導で上から進み,一応の体制が整ったかにみえる。

#### 2)地域ケアにみる住民自治組織の必要

しかし、現在の制度設計のままでは、センターが地域ケアの機能を発揮することで市町村が地域ケアの責務を果たし、介護予防を実現することは難しそうである。例えば、センターの運営上の問題点として1から3名という職員体制で広範な業務に対応することが困難であることが指摘されている。また、住民に対するニーズの掘り起こしや、情報提供による地域づくりなどへの積極的な関与としてのアウトリーチについて、センターは支援を要する高齢者やその家族への直接的なアウトリーチは行っているものの、住民などを介した間接的なアウトリーチができていないとの指摘もある<sup>19</sup>。

介護予防は、地域ケアのニーズに関わる情報を地域住民のネットワークを介したアウトリーチによって収集、管理し、地域ケアを包括的に支援することが必要である。そのためには民生委員や自治会、あるいは医療機関や福祉施設といった地域の住民や組織に依存せざるを得ない。しかし、センターがよく機能した場合でも、3名のセンターでは、1ヶ月に50件程度の訪問や相談を抱え、1ヶ月に1人あたり60~70件程度の介護プランの作成などのマネージメントを行うことになる20(で)。この業務量の中で、福祉分野に位置づけられた機関が、積極的なアウトリーチを展開して地域の多様な主体とのコミュニケーションを図ることが可能であるはずはない。

センターが分野横断的な活動をすることは、職員数の確保の困難、活動層が人口の10%程度と限られるわが国の社会関係資本の状況から考えても困難である。地域のネットワークを活用するのであれば、地域住民の活動を支援する部局との連携が必要であるが、センターの運営には会計の手続きなどの細かな制約があり、分野横断的な連携の自由は利かない。地域住民から気づきを与えられない地域包括支援は、おそらく介護予防の機能を果たさない。地域ニーズを掘り起こさないことが介護給付の抑制につながるかもしれないが、介護予防による住民生活の安定を確保する本来あるべき給付抑制には結びつかないだろう。

住民からみた地域ケアの主要な課題は、家族機能の補完である。それゆえセンターは、子育て、教育、介護、収入の確保、地域のまちづくりなどの包括支援機能を有する地域サービスセンターとして機能する方が、生活は常に包括的な問題を抱えているので、住民は問題とその解決を求める窓口として接しやすい。また地域のニーズや社会関係資本の情報把握においても包括支援が有利で、このことは地域社会と連携した問題への気づきとその解決にも結びつくはずである。

また,包括支援機能を有する地域サービスセンターの運営が住民自治組織によるもので,行政から採算面で独立していれば,地域ニーズのない機能を常時備える必要はなく,問題発生を想定して準備体制を整えるだけで無駄な日常機能は省くことができる。またコ

スト削減のためにも可能な限り近隣の地域サービスセンターが提供できるサービスは相互 に連携を図るだろう。このことは行政にとっても、迅速かつ柔軟な社会システムの構築や 改善を可能とし、予算の抑制にもつながる。

家族が担ってきた包括的かつ基礎的な生活保障を補完するための包括支援機能は、地域 のニーズが発生した時点で対応できるように工夫されていればよく、ニーズもないのに常 時稼動していることが市町村行政の非効率を招いている。包括といってもその機能は不完 全でよいのであり、その方が財政面でも効率的である。

徳島県上勝町は、2007年3月末現在で人口わずか2,044人、65歳以上の人口比率が48%の超高齢化自治体である。同町は地域特性に合わせたビジネスモデルを開発して高齢者の雇用や収入の確保に成功している<sup>(8)</sup>。その結果、高齢者医療費は大幅に削減され、同県内の1人当たりの後期高齢者医療費が最も高い地域との差は43万円にも達したのである。同町の75歳以上人口をそれに掛けると医療費の総額は2億円以上にもなる。コミュニティビジネスを成功させたことが、高齢者医療費の削減につながるという分野横断的な効果が発揮された包括支援の好例である。

こうした成果に対して地域社会は、当然のことながら、その費用削減分を他のサービスの充実に活用したい。だが、高齢者の医療の確保に関する法律は、過去3年間の医療費が若年層の多い都市部を含む県平均と比べて20%以上低い市町村に対してのみ軽減措置を行うと定められ、上勝町は対象にならないというのである(9)。小さな超高齢化自治体が、国際的にも注目される成果を残しているにもかかわらず、その結果は自治社会にフィードバックされない。自分たちでやる方がうまく行くという自治システム構築の努力に対するインセンティブ(誘因、動機、やる気)が働かなければ補完性の原則は機能しない。

# 4. 住民自治組織の成功事例

## 1) 川根振興協議会

広島県安芸高田市の川根振興協議会は、1960年代の高度経済成長に伴う人口流出と農家の兼業化による過疎化、高齢化への危機意識から、1972年に設立された住民自治組織である。川根地区は、安芸高田市の中心部からさらに北へ十数 km に位置し、およそ600人の住民が暮らす山間の集落である。同地区は1956年に旧高宮町として合併する以前は、川根村という地方公共団体として機能していた。

川根地区は、最初の合併の後、高齢化、少子化、学校統廃合、道路管理、災害対策など、次々に地区の存続の危機に直面したが、その都度地区の住民が協力して問題を乗り越えてきた。1977年には全世帯が協議会に加入し、現在は1世帯あたり年1500円の会費と、

安芸高田市からの助成金など、約300~400万円程度の予算で協議会が運営されている。協議会の組織は、総務、農林水畜産、教育、文化、女性、ふれあい、体育、開発などの部会や各種委員会によって成り立っている。協議会が自らのことを「小さな役場」と評するように、多様な問題に対応できる組織的な枠組みは行政の組織と類似している。

しかし、その問題解決への対応とそのための事業展開は機動的である。例えば、中学校の廃校問題では、跡地利用構想を行政に提出し、宿泊研修施設「エコミュージアム川根」を開設した。JAが運営する地区内唯一の店舗であったスーパーマーケットとガソリンスタンドの撤退に際しては、全260世帯が会費とは別に世帯あたり1000円を拠出して店舗の存続を支えた。人口の減少に対しては「お好み住宅」の建設を進めている。お好み住宅とは、安芸高田市の地域住宅交付金を利用して川根地区に住民票を移して定住する中学生以下の子供がいる世帯が入居できる公営住宅である。入居者は月3万円の家賃を支払うが、設計の段階から入居者の要望を「お好み」として反映して建築し、20年後にはその住宅を購入することも可能である。川根振興協議会がこの方式を提案し、住民側の負担とともに、行政がどこまでできるのかを問いかけてこの事業は成立した。すでに16戸の住宅が建設され、川根小学校の児童27人中18人がお好み住宅に居住している。地域の若年層の定住に大きく貢献した事業である。

協議会は、危機に対応するための検討体制は整えているが、その危機を乗り越えるための事業は、問題が発生すると、その都度、部会等が議論して企画を立案し、行政と相談しながら事業体制を整えて実行する。事業の企画も、財源も、基本は住民自治であり、行政にすべてを依存することはしない。川根振興協議会は、常にフルサービスを提供する準備を整えていないという意味では不完全であるが、機動的に包括的支援サービスを提供する体制を有する不完全自治組織として機能している(10)。

#### 2) 株式会社いろどり

川根振興協議会が包括支援の成功事例だとすれば、徳島県勝浦郡上勝町の第三セクター「株式会社いろどり」は、地域社会の経済基盤を支えるコミュニティビジネスの成功事例である。「いろどり」は葉っぱビジネスで一躍世界的に有名になったかのように見えるが、そのビジネスモデルの原型ができたのは、今から20年も前の1980年代のことである。軌道に乗って社会的な評価を獲得しはじめるのは90年代に入ってからで、その頃やっと地域の人々からの信頼も得られるようになる。テレビや雑誌をにぎわすようになったのは最近のことである。

このビジネスモデルを開発した横石知二氏は、農協の営農指導員として上勝町にやって きた。当初は上勝町の人たちを指導して、農産物の売上を伸ばすことに取り組んだ。だ が、このままではいくらがんばっても地域の人々の信頼は得られないと感じる。市場で売る農産物をいくら作っても市場の都合で価格は決まる。自分で価格を決めて売れる仕組みを創りたいと考え、地域の人々との信頼を築きつつ、決めた価格で売れる葉っぱの集め方やノウハウを顧客や地域の人々とともに創りあげている。

「いろどり」のビジネス情報はほとんどが公開されている。けれども、それを他の人や地域が真似をして、山の葉っぱをパック詰めにしても、所詮葉っぱは葉っぱのままで売れることはない。折々の料理人のニーズや、地域社会の高齢者の個性、地域で採取される植物の特性などの情報を組み合わせて商品を送り出している。そのための重要な手段の1つが情報技術である。

それゆえ「いろどり」のマネをしたり、うまくいった「いろどり」に参加したりしても、そのノウハウをそのまま別の地域で展開することはなかなかできない。横石氏は、そのビジネスを継続するために、地域の人々のつながりを保ち続け、市場のニーズを知り、それにきめ細かく対応することでビジネスの継続性を確保している。

地域社会は、閉じた住民自治の空間ではあるが、地域の外との関係を築くことで安定した収入が地域の人々にもたらされなければ地域社会の継続性は確保できない。地域社会の存続には圏域を超えた連携とビジネスが不可欠であり、いろどりの紹介において高齢者が情報端末を操作する映像が頻繁に報道されるが、外部との連携に情報技術は欠かせない<sup>(8)</sup>。

# 5. 住民自治組織間の柔軟な連携

包括支援を可能にする住民自治組織と地域経済の安定をもたらすコミュニティビジネス の両立が、地域社会の持続可能性の確保に期待されるが、それを実現している地域は少な く、これらの成功モデルにおいてもその継続性の確保には不安がある。

その要因は、住民自治組織やコミュニティビジネスの成功事例を有する自治体が、①自治体がすべての地区に対して一律の配分を前提としているために、住民自治に対する努力に応じて支援を増すなどのインセンティブを付与することができず、自治に取り組む人々の努力が報われないこと、②住民自治やコミュニティビジネスに取り組む地域の問題発生や事業提案に柔軟に対応することができないことの2点がある。

①については、一律の分配を公平と考え、努力に対する高い評価を不公平とする日本の文化の問題もある。しかし、それ以上に自治体が地域社会の現況把握に熱心ではなく、地域社会の情報が、詳細かつ客観的に収集されない現状がある。そのために偏った資源配分の根拠を示すことができず、地域の実情に応じた政策を展開することなく一律配分が正当

化される。また住民も、ものわかりのよい何も言わない「市民」を演じようとする傾向がある。そのために自治体に住民からの情報が入らず、地域政策は一律の資源配分となりがちである。その結果、住民自治組織を育成する必要もなく、コミュニティビジネスが成立する可能性もない地域に自治のための無駄な労力や資源が配分される。

②については、すべての住民提案について自治体の長や議会による決定を待たなければ、地域の提案を実行に移すことができない現行の自治システムに問題がある。公共工事への税金の投入や全住民に関わる条例等の制定は、現行の自治システムにおいて慎重に決定することが必要である。しかし、地域社会の住民が抱える多様な問題とそれを解決するための提案にきめ細かく対応するには現在の自治システムに加えて新たな制度が必要である。

米国シアトル市は、ネイバフッド・マッチング・ファンド(Neighborhood Matching Fund)により、行政の財源の一部を住民からの提案により適宜配分する制度である。ファンドは行政予算から約 $3\sim4$ 億円が用意され、市は住民による事業の提案に対応できる2万5千円 $\sim1000$ 万円までの4つのプロジェクトの枠組みを用意している。住民を含む2人以上のグループなら誰でも申請できる。最も簡単なものは窓口の申請で、また大きな事業は地区協議会や住民による全市レベルのレビューによる審査を経て資金の提供が決定される。その決定は市長や議会の決定を経るよりもはるかに迅速かつ柔軟で、住民の自治意識に基づく解決提案や解決行動の動機付けに強く機能する。

しかし、シアトル市のファンド運営の成功は、単にファンドによるものだけではない。その背景には、ファンドに連動する情報提供システムの充実と、公開性の高い計画システムの存在がある。ファンドを利用したプロジェクトの内容は、すべてインターネットに公開され、住民と行政の知るところとなる。また、このファンドによって大きなプロジェクトを実行するためには、公共性の獲得につながる近隣計画(Neighborhood Plan)への位置づけが有利であり、住民はその策定過程への参加に熱心である。住民は自分たちの主張をインターネットなどに公開して、広く他の住民に正当性を主張することを忘れない。なぜなら近隣計画に事業の位置づけがあれば、地域社会での公共性が得られている証となり、ファンドの獲得も容易になるし、行政による事業実施の要望も容易になる。さらに近隣計画の策定は、住民主導で進められるが、専門家が参加することで既存計画や諸制度との整合など専門知識に基づく高度な計画策定が行える。その費用は自治体が負担する。なぜなら市は、地区住民とのコミュニケーションを近隣計画と総合計画(Comprehensive Plan)との間で行うことができ、住民との直接的な対話よりも政策論点が明確になり調整作業も効率化されるからである。このことは行政や議会での根拠に基づく冷静な議論にも結びつき、さらに、それぞれの計画策定過程や決定過程はインターネットなどで完全に

公開される(11)。

住民が抱える問題の解決は公私不明瞭ではあるがファンドで対応されつつ,近隣計画を経て,総合計画に位置づけられることで,住民による公共性の獲得と自治体による補完性の発揮がなされる。そして,一連の情報はICTにより広く公開され,住民も,職員も,議員も,首長も,現在の住民自治と自治体政策の状況を知ることができる。

# 6. 定住自立圏構想に対する提言

これまでの考察から情報社会の住民自治の特徴として、①情報社会の住民は自己の関心に閉じやすく、また関心分野であれば自治体という空間を超えて参加可能であること。②住民の視点から求めるものは生活の安定であり、必ずしも住民は地方政府が完全自治体であることを求めないこと。また限られた事例からではあるが、③住民自治組織は包括的ではあるが、必要とされるサービスをその都度提供する不完全な組織が有利であること。④住民自治組織は、採算面での努力が当該組織にフィードバックされ、自分たちでやる方がうまく行くという住民自治へのインセンティブが発揮される必要があること。⑤自治組織間の柔軟な連携を実現するためには、計画参加による政策調整と住民自治予算の行政からの独立、これらに関わる自治情報のICTによる詳細な公開が必要であることの5点が示唆された。

これらの示唆を踏まえて、定住自立圏構想と対比させつつ、ICT を活用した都市圏・ 地方圏の自治組織が相互に連携するための自治システムについて考察し、定住自立圏構想 に対する提言をまとめる。

### 1)連携する空間について

連携する空間について、定住自立圏構想では隣接する中心と周辺によって集約化とネットワーク化を進めるモデルが示されている。しかし、同構想の中にも示されているとおり、人口の流れは都市圏から地方圏への流れを創出する必要がある。また、本稿の考察のとおり情報社会において住民は空間を超えて自治に参加可能で、とりわけ人材の移動については、周辺に関心を持つ人々のネットワークは圏域を超えること、また東京などの大都市圏に定住自立圏の周辺に関心を持つ人材も多数いることを考慮すると、人材の確保に関しては、周辺は定住自立圏を超えて都市圏の自治体と協定を締結するなどの連携を図ることを前提とすべきである。また、大都市圏と周辺の連携を前提とすることは、都市圏の住民の多くが企業人であることを考慮すると、多様な企業やNPOが活動する大都市圏の民間活力を活用するうえでも周辺にとって極めて有利である。

# 2) 周辺自治体と地域自治区について

同構想の「市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難」との指摘から,周辺の自治体は中心市に住民サービスの一部を協定等の締結により代替してもらうことが可能となる。不完全ではあるが自治体として存続できることは,本稿の考察のとおり住民は必ずしも地方政府を求めていないことからも評価できるし,周辺自治体もネットワークだけでなく「集約」することで持続可能性が確保でき自治のアイデンティティを維持できることからも評価できる。ただ同構想は,コミュニティの重要性に関する項目で,地域自治区の積極的活用を指摘している。しかし,現在の地域自治区制度は,地域自治区を市町村の全域に設置しなければならず,また地域自治区は法人格も有していない。住民の視点からみれば,住民自治組織の対象となる事業は生活の安定に関わるものである。地域自治区は,空間範囲を規定してしまう点,法人格を有していないために空間を超えて都市圏を含む外部との連携が困難な点からコミュニティレベルの住民自治組織として適さず活用できない。住民自治組織は包括的であることは重要だが,より自由な形態と法人格を持ちうるものであることが求められる。

#### 3) 小さな自治との補完性について

同構想は小さな自治の充実が課題であることを指摘している。小さな自治を実践する事 例として、合併後の旧町村などに見られる全戸参加の NPO や協議会などがある。本稿の 考察のとおり,これらの住民自治組織は,包括的なサービス提供機能を有するが,しか し、対象となるサービスは住民の視点に基づく当該地域の生活の安定に直接関わるものに 限定される。それゆえ、これらの住民自治組織が旧町村の空間範囲のすべてを対象にサー ビスを展開することは考え難く、中心自治体などと連携したとしても地域自治区のような 準自治体的な位置づけを与えることはできない。住民自治組織は,中心,周辺,都市圏の 自治体や民間との協定や契約を締結することで包括的な生活サービスを提供する。したが って、定住自立圏構想が「協定は自治体同士が結ぶ」とするのは小さな自治を充実させる 上で誤りである。また本稿の考察のとおりコミュニティレベルの住民自治組織は行政から 独立した予算で運営されるべきである。従って,住民自治組織が対象とする空間範囲やサ ービス提供範囲は拡張されることはあっても、その対象以外の空間やサービスは、その空 間を対象とする市町村,定住自立圏,都道府県,または国の責務において補完性が発揮さ れなければならない。なお、このことについては、不完全自治体となる可能性のある周辺 市町村と、都道府県あるいは国との関係においても言える。例えば、林道の整備なくして 過疎地域の林業は持続困難であるが、過疎地域を抱える自治体には林道整備の能力がない 場合に定住自立圏や都道府県がそれを担うことが必要となる。都道府県の役割を相談や支

援にとどめるのではなく、補完性を積極的に発揮する責務を明記すべきであるし、不完全 な周辺市町村を前提とするならば市町村のない都道府県域があってもよい。

## 4) ICT の活用について

ICT が都市圏・地方圏,また定住自立圏内の中心と周辺,さらには都市圏と周辺とのコミュニケーションに不可欠であることに異論のある者はないだろう。しかし,同構想が指摘するように「ラスト・ワンマイル対策」を周辺市町村が推進する必要については,周辺のコミュニケーションの状況に応じて,慎重に適切な情報通信基盤の内容と整備する主体を検討する必要がある。情報基盤は必ずしも高度なものでなくてもよいだろうし,主体も市町村に限定する必要はない。

また本稿で指摘したとおり、住民の気づきの少なさが連携を妨げるのであり、ICTが担うべき役割は、それを補う点にある。都市圏あるいは中心市の住民が周辺市町村や住民自治組織のことを知り、また周辺市町村や住民自治組織の住民が連携の相手方となる都市圏や中心市の自治体、民間事業者、NPOのことを知るためにICTは不可欠のツールとなる。したがって、都市圏、地方圏で相互に自治体や組織の状況を伝えあうための情報公開が不可欠なのである。全国の自治体で、計画や予算に関わるすべての情報を詳細に公開している自治体は10%程度に過ぎず³0、少なくとも定住自立圏内の自治体や自治組織と、定住自立圏を抱える都道府県については、総合計画に代表される各種マスタープランなどの計画情報、条例、規則、要綱、指針などの制度情報、予算、決算などの財務情報については、それらを連携する自治組織相互で共有することが不可欠である。これら計画、制度、財務に関するすべての情報はICTを活用して公開するために電子化し、それを相互に公開することを責務とする必要がある。また、それらの情報の様式を統一するなど連携を容易にするための工夫も求められる。これらの情報があってこそ、都市圏・地方圏の連携のためのコミュニケーションが成立するのであり、お互いのことに気づきもせず、知ることもできない状況においてICTの活用はあり得ない。

#### おわりに

地方分権改革は、国の地方自治体への関与を十分に軽減した。また自治とビジネスの個別の成功モデルは、わが国にもあり、情報社会の自治システムを予見させる成功事例は海外にもある。ここ20年ほどで取り組まれてきた一連の地方分権改革は、中央集権を地方分権へと制度面から改革する点において成果をあげている。翻って住民自治の改革においては、とりわけ経済重視の政策展開が崩壊させた地方圏の住民自治を放置している。

#### 小林 隆

誰もが自律的、分散的、協調的に、問題に気づき、課題を知り、解決行動を起こすことのできる情報社会という新しい枠組みにおいて、都市圏と地方圏、地方圏の中心と周辺、都市圏と周辺が連携する新しい自治システムの再構築に取り組まなければならない。それを無視して都市圏の成長を最優先課題としているならば住民自治の再生はないし、住民自治のない地域社会が支える国家に持続可能性の確保は考えられない。既に森林や農地の放棄、限界集落の出現と国土の保全もままならなくなる兆候は見られている。

自己の関心に閉じつつも公開性の高い柔軟で包括的な住民自治組織と、それが展開する 自由なコミュニティビジネスの組み合わせが、地域社会の安定には必要である。その条件 の成立と持続可能性の確保には、都市圏を含む住民が、自ら問題に気づき、課題を知り、 解決行動を起こす情報社会の枠組みにおいて、自律的、分散的、協調的に行動し、空間を 超えて連携する新たな自治システムへの構造転換が不可欠である。

本稿はその初期的考察であり、定住自立圏構想が抱える多くの課題に対して十分な提言をするに至っていない。しかし、この構想の示す「集約とネットワーク」という概念は、情報社会の枠組みに適するものであり、定住自立圏の空間設定に問題はあるものの、新しい自治システムの基礎的概念となりうることは、本稿の結論として十分に示唆され、含意されると考える(12)。

## 注

- (1) この問題については,2008年度に設置された総務省「定住自立圏構想研究会」や同省 「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」,国土交通省「新たな結研究会」などにおいて議論 が進められている。定住自立圏構想については、参考文献3)を参照のこと。
- (2) 本稿で自治組織とは、自治体に加えて、自治会、協議会、全戸加入の NPO など、構成 員を住民として運営される包括的な地域社会の問題解決のための組織をいう。また住民自治 組織とは、協議会や全戸加入の NPO などコミュニティレベルの自治組織をいう。
- (3)協調フィルタリングの応用によるリコメンデーションの事例は、インターネットの書店 として有名な Amazon.com のおすすめ商品などがあり、ベイズ理論を応用した検索サービ スやパーソナライズの事例は Google などが利用していることが知られている。
- (4) mixi(ミクシィ)は日本で最も多くの会員数を有するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)である。住民の日記や写真などを親しい仲間に公開するサービスである。 URL は http://mixi.jp/。
- (5) ブログは、ウェブログ(weblog)の略称で、住民の日記や写真などを広く一般に公開するシステムの総称である。
- (6)「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」への変更に関わる一連の制度改革とそれへの批判のこと。
- (7) 参考文献20) ならびに所沢市保健福祉部高齢者支援課長鏡諭氏への電話でのヒアリングによる。

- (8) 株式会社「いろどり」ならびに徳島県上勝町に関する記述は、参考文献21)~22) ならび に総務省「ICT を活用した地域のあり方に関する研究会」委員として筆者とともに参加した横石知二氏の意見などを総合して記述した。
- (9) 徳島県「平成19年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録」p. 15 ならびに p. 17 の質問ならびに答弁より。
- (10) 川根振興協議会に関する記述は、参考文献23)~26) ならびに国土交通省「新たな結研究会」委員として筆者とともに参加する計駒健二氏の意見などを総合して記述した。
- (11) シアトル市に関する記述は、参考文献27)~29) を総合して記述した。
- (12) 本稿は、参考文献30)~34) の論文をもとに大幅に加筆修正したものである。

#### 参考文献

- 1) 西尾勝「四分五裂する地方分権改革の渦中にあって考える」『分権改革の新展開』年報行 政研究43, 日本行政学会編, ぎょうせい, pp. 2-42, 2008年5月.
- 2) 寄本勝美「基礎自治体再考 ——第1回 最近における地方分権改革」『季刊 実践自治』 Vol. 29, pp. 22-23, 2007年3月.
- 3) 総務省定住自立圏構想研究会「定住自立圏構想研究会報告書 ~住みたいまちで暮らせる 日本を~ | 2008年5月.
- 4) 総務省「情報通信白書 平成20年版 | p. 132, 2008年7月.
- 5) 吉村輝彦,原科幸彦「都市マスタープラン策定プロセスへの市民参加の現状分析 ——東京23区を事例として——」日本都市計画学会学術研究論文集,No. 29, pp. 13-18, 1994.11.
- 6) 小林隆,日端康雄「都市マスタープランの策定過程におけるインターネットの活用可能性に関する考察 ——大和市の計画策定事例を中心に——」日本都市計画学会一般研究論文,『都市計画』No. 215,(社)日本都市計画学会,pp. 77-85, 1998年11月.
- 7) 内閣府国民生活局「平成16年版 国民生活白書 ~人のつながりが変える暮らしと地域 ——新しい「公共」への道~」2004年5月.
- 8)新村出「広辞苑 第5版」岩波書店,1998年.
- 9) マーシャル・マクルーハン「メディア論――人間の拡張の諸相」みすず書房, 1987年7月.
- Robert D. Putnam "Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community" Simon & Schuster; New edition, 2001.
- 11) 齋藤純一編「親密圏のポリティクス」ナカニシヤ出版, pp. 224-225, 2003年8月.
- 12) 後藤玲子「多元的民主主義と公共性 J. ロールズと A. K.センのパースペクティブ」 『新しい公共性 そのフロンティア』第4章, pp. 107-130, 有斐閣, 2003年3月.
- 13) 地方分権改革推進委員会「第1次勧告 ~生活者の視点に立つ「地方政府」の確立~」 2008年5月28日.
- 14) 国民生活審議会『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)「生活安心プロジェクト(行政のあり方の総点検)』 p. 3, 2008年4月.
- 15) 西垣通「基礎情報学 ——生命から社会へ」NTT 出版, 2004年2月.
- 16) 清水博「生命を捉えなおす 生きている状態とは何か 増補版」中公新書, 1990年10月.
- 17) 一圓光彌「21世紀の社会保障の課題 ——高齢者介護保障をどう構築するか——」慶應義 塾大学三田商学研究第39巻第 3 号, pp. 77-95, 1996年 8 月.
- 18) 森詩恵ほか3名「保険者からみた改正介護保険制度の現状と課題|大阪経済大学、大阪経

大論集第58巻第1号, pp. 323-341, 2007年7月.

- 19) 玉木千賀子「地域包括支援センターにおけるアウトリーチの現状」沖縄大学人文学部紀 要, 第9号, pp. 103-118, 2007年3月.
- 20) 鏡諭「地域包括支援センターの課題と対応 ——丸投げ委託と無気力直営——」ウェル (http://www.wel.ne.jp/doc/colum/kagami/5.html) 2006 年10月 6 日.
- 21) 総務省「Web2.0 時代の地域のあり方に関する研究会」議事資料, 2006年11月~2007年 3 月.
- 22) 総務省「ICT を活用した地域のあり方に関する研究会」議事資料,2007年12月~2008年3月.
- 23) 文部科学省・財団法人 日本システム開発研究所「マネジメント能力の育成に関する諸外国の先進事例調査報告書」平成17年度文部科学省委託調査, 2006年3月.
- 24) 国土交通省「第3回 新たな結研究会 資料2 ヒアリング組織の概要」2008年10月.
- 25) 岩手日報「①地区に1軒だけの商店 全世帯出資で存続」『とことん住民力 第5章 再生に向けて』2006年6月1日.
- 26) 岩手日報「②地域発案「お好み住宅」 若い世代呼び込む」『とことん住民力 第5章 再生に向けて』2006年6月2日.
- 27) 総務省自治行政局「ICT を活用した住民参画のあり方に関する調査研究事業報告書 第6章 アメリカの住民参画による地域活性化の制度 | pp. 72-79, 2007年5月29日.
- 28) 内田奈芳美, 佐藤滋「まちづくり支援ファンドが市民主導のまちづくりの推進に与えた効果の研究:シアトル市,ネイバーフッドマッチングファンドを事例として」日本建築学会計画系論文集 No. 594, 社団法人日本建築学会, pp. 101-108, 2005年8月30日.
- 29) 特定非営利法人 神戸まちづくり研究所「シアトルまちづくりの紹介」ジム・ディアス氏 と神戸市の交流会資料,2002年10月26日.
- 30) 小林隆「市民参加による計画プロセスの電子メディア化に関する研究」慶應義塾大学大学 院政策・メディア研究科博士論文, pp. 163-165, 2005年3月.
- 31) 小林隆「気づきがもたらす個人の公共性 ——気づく自治社会への構造転換 ~情報社会 における下からの分権改革~(第1回)」季刊実践自治,2008年春号,イマジン出版,pp. 20-21,2008年3月25日.
- 32) 小林隆「個人の視点からみた地方政府 ——気づく自治社会への構造転換 ~情報社会に おける下からの分権改革~(第2回)」季刊実践自治,2008年夏号,イマジン出版,pp. 20-21,2008年6月25日.
- 33) 小林隆「自治による個人の社会保障 ――気づく自治社会への構造転換 ~情報社会における下からの分権改革~(第3回)」季刊実践自治,2008年秋号,イマジン出版,pp. 24-25,2008年9月25日.
- 34) 小林隆「気づく自治システムの構築 ――気づく自治社会への構造転換 ~情報社会における下からの分権改革~(第4回)」季刊実践自治,2008年冬号,イマジン出版,pp. 20-22,2008年12月25日.